

飯盛霊園組合 様

整理番号：シ - 169

検査年月日 令和 5年 7月 3日

設置場所	四条畷市下田原 4 4 8				
名称	飯盛霊園組合 斎場				
処理方式	流量調整・接触ばっ気方式 (第6)		管轄保健所	四条畷市 市民生活部生活環境課	
処理対象人員	合併	200 人	処理性能	20 mg/ℓ	製造メーカー 積水ホームテクノ(株)
計画水量	40.00	m ³ /日	施工業者	積水ホームテクノ(株)	
			建築用途	集会場	

浄化槽法に基づく法定検査を受検いただき有り難うございます。

今回の総合判定並びに所見は下記のとおりです。(詳細は裏面に記載をしています。)

1. 総合判定

所 見

イ
適正

検査の結果 適正 となりましたが留意する点があります
その詳細は裏面の水質検査に示しております
詳細については保守点検業者に、ご相談下さい

年1回受検することが義務づけられていますので、次回の検査は来年7月になります。予定日が近づきましたらこちらからご連絡いたしますので、よろしくお願いをいたします。
なお、ご不明なことがございましたらお気軽にお問い合わせください。

浄化槽の役割

浄化槽は、トイレの水洗化による生活環境の改善と私たちの身近な水環境を守るという2つの重要な役割を担っています。

トイレや台所、洗濯などから出る排水を物理的作用や微生物の働き等により分解・浄化し、きれいな水にして消毒し放流しています。

3つの義務

浄化槽の働きを十分に発揮させるには、保守点検・清掃・法定検査の3つが重要となります。

これらは法令によって浄化槽の設置者(管理者)に義務付けられており、罰則等も設けられています。

○保守点検とは

装置や機器類の点検や整備、水の移送量や循環量の調整、消毒薬の補充やダイアフラム等の交換、清掃の必要性の判断等を行うものです。

○清掃とは

浄化槽には時間の経過とともに汚泥やスラムが蓄積します。これらを定期的に槽外に引き出す作業です。

○法定検査とは

浄化槽の状態が正常であるか、または異常があるかを検査するものです。知事の指定する検査機関が検査します。年1回の受検が義務づけられており、検査結果は設置者と行政に報告されます。

2. 水質検査 採水時間 11:35 水温:26.1℃ 気温:30℃

検査項目	検査結果
生物化学的酸素要求量 (BOD)	1.4 mg/ℓ
残留塩素濃度	0.10 mg/ℓ
透視度 (Tr)	50 度
水素イオン濃度 (pH)	3.5
溶存酸素量 (DO)	2.0 mg/ℓ
水素イオン濃度指数 (pH)が低くなっています	

3. 書類検査

人槽の確認	○	メーカーの確認	○
用途の確認	○	処理方式の確認	○
保守点検	保守点検業者	エスク(株)	
	保守点検記録	○ (年 12回)	
清掃	清掃業者	エスク(株)	
	清掃記録	○ (年 1回)	

4. 外観検査

流入管路	流入管路には異常は認められません
一次処理装置	一次処理装置には異常は認められません
二次処理装置	二次処理装置には異常は認められません
消毒装置	消毒装置には異常は認められません
放流管路	放流管路には異常は認められません
全 体	その他、浄化槽に異常は認められません

検査結果書の見方

法定検査の種類 浄化槽法に基づく法定検査には、7条検査と11条検査の2種類があります。

7 条 検 査	新たに設置された浄化槽及びその構造、規模が変更された浄化槽について使用開始後3月～8月の間にその浄化槽が所期の処理機能を有するか否かに着目して、設置の状況や処理水質に注目して行う検査です。
11 条 検 査	適正な維持管理によって所期の処理機能が確保されていることを確認するための検査です。保守点検、清掃の状況や処理水質の検査を行います。

外観検査

外観検査は、流入管路、浄化槽本体、浄化槽の各単位装置、放流管路について設置状況、稼働状況、水の流れ方などについて検査します。

水質検査

水質検査は、生物化学的酸素要求量(BOD)、残留塩素濃度、透視度(Tr)、水素イオン濃度(pH)、溶存酸素量(DO)の各項目を行います。

水質項目の望ましい範囲は、以下のとおりです。

項 目	区 分	処理性能(BOD)	適正	おおむね適正	不適正
生物化学的酸素要求量 (BOD)	合 併	BOD 60mg/L以下	60以下	80～60	80超
		BOD 30mg/L以下	30以下	40～30	40超
		BOD 20mg/L以下	20以下	30～20	30超
	単 独	BOD 90mg/L以下	90以下	120～90	120超
残 留 塩 素 濃 度	合併、単独	全ての浄化槽	検出される	—	検出されない
透 視 度 (Tr)	合 併	BOD 60mg/L以下	10以上	10～5	5未満
		BOD 30mg/L以下	15以上	15～12	12未満
		BOD 20mg/L以下	20以上	20～15	15未満
	単 独	BOD 90mg/L以下	7以上	7～4	4未満
水 素 イ オン 濃 度 (pH)	合併、単独	全ての浄化槽	8.6～5.8	10～8.6 5.8～3	10超 3未満
溶 存 酸 素 量 (DO)	合 併 *	全ての合併浄化槽	1.0以上	1.0～0	0
	単 独	BOD 90mg/L以下	0.3以上	0.3～0	0

*DO: 長時間ばつ気方式においては、1.0mg/L未満でも活性汚泥の状態が正常であれば適正とします

用語: 浄化槽(合併) … し尿と合わせて雑排水を処理する浄化槽
 透視度 … 水の透視度を表す指標です
 みなし浄化槽(単独) … し尿のみを処理する浄化槽
 pH … 水の酸性、中性、アルカリ性の程度を表します
 BOD … 有機物による汚濁の程度を表す指標です
 溶存酸素量 … 水の中に解けている酸素量です
 残留塩素濃度 … 放流水中の残留塩素濃度を表します

この検査結果書、保守点検の記録書、清掃の記録書は3年間保存してください。

浄化槽法第 11 条検査結果書

飯盛霊園組合 様

整理番号：シ - 169

検査年月日 令和 4年 7月 26日

設置場所	四条畷市下田原448				
名称	飯盛霊園組合 斎場				
処理方式	流量調整・接触ばっ気方式 (第6)			管轄保健所	四條畷市 市民生活部生活環境課
処理対象人員	合併	200 人	処理性能	20 mg/ℓ	製造メーカー 積水ホームテクノ(株)
計画水量	40.00		m ³ /日		施工業者 積水ホームテクノ(株)
				建築用途	集会場

浄化槽法に基づく法定検査を受検いただき有り難うございます。

今回の総合判定並びに所見は下記のとおりです。(詳細は裏面に記載をしています。)

1. 総合判定 所見

イ
適正

検査の結果 適正 に機能しています。この状態を保つよう宜しくお願い致します

年1回受検することが義務づけられていますので、次回の検査は来年7月になります。予定日が近づきましたらこちらからご連絡いたしますので、よろしくお願いをいたします。
なお、ご不明なことがございましたらお気軽にお問い合わせください。

浄化槽の役割

浄化槽は、トイレの水洗化による生活環境の改善と私たちの身近な水環境を守るという2つの重要な役割を担っています。

トイレや台所、洗濯などから出る排水を物理的作用や微生物の働き等により分解・浄化し、きれいな水にして消毒し放流しています。

3つの義務

浄化槽の働きを十分に発揮させるには、保守点検・清掃・法定検査の3つが重要となります。

これらは法令によって浄化槽の設置者(管理者)に義務付けられており、罰則等も設けられています。

○保守点検とは

装置や機器類の点検や整備、水の移送量や循環量の調整、消毒薬の補充やダイアフラム等の交換、清掃の必要性の判断等を行うものです。

○清掃とは

浄化槽には時間の経過とともに汚泥やスカムが蓄積します。これらを定期的に槽外に引き出す作業です。

○法定検査とは

浄化槽の状態が正常であるか、または異常があるかを検査するものです。知事の指定する検査機関が検査します。年1回の受検が義務づけられており、検査結果は設置者と行政に報告されます。

2. 水質検査 採水時間 11:15 水温:26.1℃ 気温:32℃

検査項目	検査結果
生物化学的酸素要求量 (BOD)	3.0 mg/ℓ
残留塩素濃度	0.10 mg/ℓ
透視度 (Tr)	50 度
水素イオン濃度 (pH)	7.5
溶存酸素量 (DO)	2.0 mg/ℓ

3. 書類検査

人槽の確認	○	メーカーの確認	○
用途の確認	○	処理方式の確認	○
保守点検	保守点検業者 保守点検記録	エスク(株) ○ (年 12回)	
清掃	清掃業者 清掃記録	エスク(株) ○ (年 1回)	

4. 外観検査

流入管路	流入管路には異常は認められません
一次処理装置	一次処理装置には異常は認められません
二次処理装置	二次処理装置には異常は認められません
消毒装置	消毒装置には異常は認められません
放流管路	放流管路には異常は認められません
全 体	その他、浄化槽に異常は認められません

検査結果書の見方

法定検査の種類 浄化槽法に基づく法定検査には、7条検査と11条検査の2種類があります。

7 条 検 査	新たに設置された浄化槽及びその構造、規模が変更された浄化槽について使用開始後3月～8月の間にその浄化槽が所期の処理機能を有するか否かに着目して、設置の状況や処理水質に注目して行う検査です。
11 条 検 査	適正な維持管理によって所期の処理機能が確保されていることを確認するための検査です。保守点検、清掃の状況や処理水質の検査を行います。

外観検査

外観検査は、流入管路、浄化槽本体、浄化槽の各単位装置、放流管路について設置状況、稼働状況、水の流れ方などについて検査します。

水質検査

水質検査は、生物化学的酸素要求量(BOD)、残留塩素濃度、透視度(Tr)、水素イオン濃度(pH)、溶存酸素量(DO)の各項目を行います。

水質項目の望ましい範囲は、以下のとおりです。

項 目	区 分	処理性能(BOD)	適正	おおむね適正	不適正
生物化学的酸素要求量 (BOD)	合 併	BOD 60mg/L以下	60以下	80～60	80超
		BOD 30mg/L以下	30以下	40～30	40超
		BOD 20mg/L以下	20以下	30～20	30超
残 留 塩 素 濃 度	合併、単独	BOD 90mg/L以下	90以下	120～90	120超
透 視 度 (Tr)	合 併	全ての浄化槽	検出される	—	検出されない
		BOD 60mg/L以下	10以上	10～5	5未満
		BOD 30mg/L以下	15以上	15～12	12未満
		BOD 20mg/L以下	20以上	20～15	15未満
水 素 イ オン 濃 度 (pH)	合併、単独	BOD 90mg/L以下	7以上	7～4	4未満
溶 存 酸 素 量 (DO)	合併、単独	全ての浄化槽	8.6～5.8	10～8.6	10超
	合併 *	全ての合併浄化槽	1.0以上	5.8～3	3未満
	単 独	BOD 90mg/L以下	0.3以上	1.0～0	0
				0.3～0	0

*DO:長時間ばっ気方式においては、1.0mg/L未満でも活性汚泥の状態が正常であれば適正とします

用語: 浄化槽(合併) … し尿と合わせて雑排水を処理する浄化槽
 みなし浄化槽(単独) … し尿のみを処理する浄化槽
 BOD … 有機物による汚濁の程度を表す指標です
 残留塩素濃度 … 放流水中の残留塩素濃度を表します
 透視度 … 水の透視度を表す指標です
 pH … 水の酸性、中性、アルカリ性の程度を表します
 溶存酸素量 … 水の中に解けている酸素量です

この検査結果書、保守点検の記録書、清掃の記録書は3年間保存してください。

浄化槽法第 11 条検査結果書

飯盛霊園組合 様

整理番号：シ - 169

検査年月日 令和 3年 8月 6日

設置場所	四条畷市下田原 4 4 8		
名称	飯盛霊園組合 斎場		
処理方式	流量調整・接触ばっ気方式 (第6)		管轄保健所 四條畷市 市民生活部生活環境課
処理対象人員	合併 200 人	処理性能 20 mg/ℓ	製造メーカー 積水ホームテクノ(株)
計画水量	40.00 m ³ /日		施工業者 積水ホームテクノ(株)
			建築用途 集会場

浄化槽法に基づく法定検査を受検いただき有り難うございます。

今回の総合判定並びに所見は下記のとおりです。(詳細は裏面に記載をしています。)

1. 総合判定

所 見

イ
適正

検査の結果 適正 となりましたが留意する点があります
その詳細は裏面の水質検査に示しております
詳細については保守点検業者に、ご相談下さい

年1回受検することが義務づけられていますので、次回の検査は来年8月になります。予定日が近づきましたらこちらからご連絡いたしますので、よろしくお願いをいたします。

なお、ご不明なことがございましたらお気軽にお問い合わせください。

浄化槽の役割

浄化槽は、トイレの水洗化による生活環境の改善と私たちの身近な水環境を守るという2つの重要な役割を担っています。

トイレや台所、洗濯などから出る排水を物理的作用や微生物の働き等により分解・浄化し、きれいな水にして消毒し放流しています。

3つの義務

浄化槽の働きを十分に発揮させるには、保守点検・清掃・法定検査の3つが重要となります。

これらは法令によって浄化槽の設置者(管理者)に義務付けられており、罰則等も設けられています。

○保守点検とは

装置や機器類の点検や整備、水の移送量や循環量の調整、消毒薬の補充やダイアフラム等の交換、清掃の必要性の判断等を行うものです。

○清掃とは

浄化槽には時間の経過とともに汚泥やスカムが蓄積します。これらを定期的に槽外に引き出す作業です。

○法定検査とは

浄化槽の状態が正常であるか、または異常があるかを検査するものです。知事の指定する検査機関が検査します。年1回の受検が義務づけられており、検査結果は設置者と行政に報告されます。

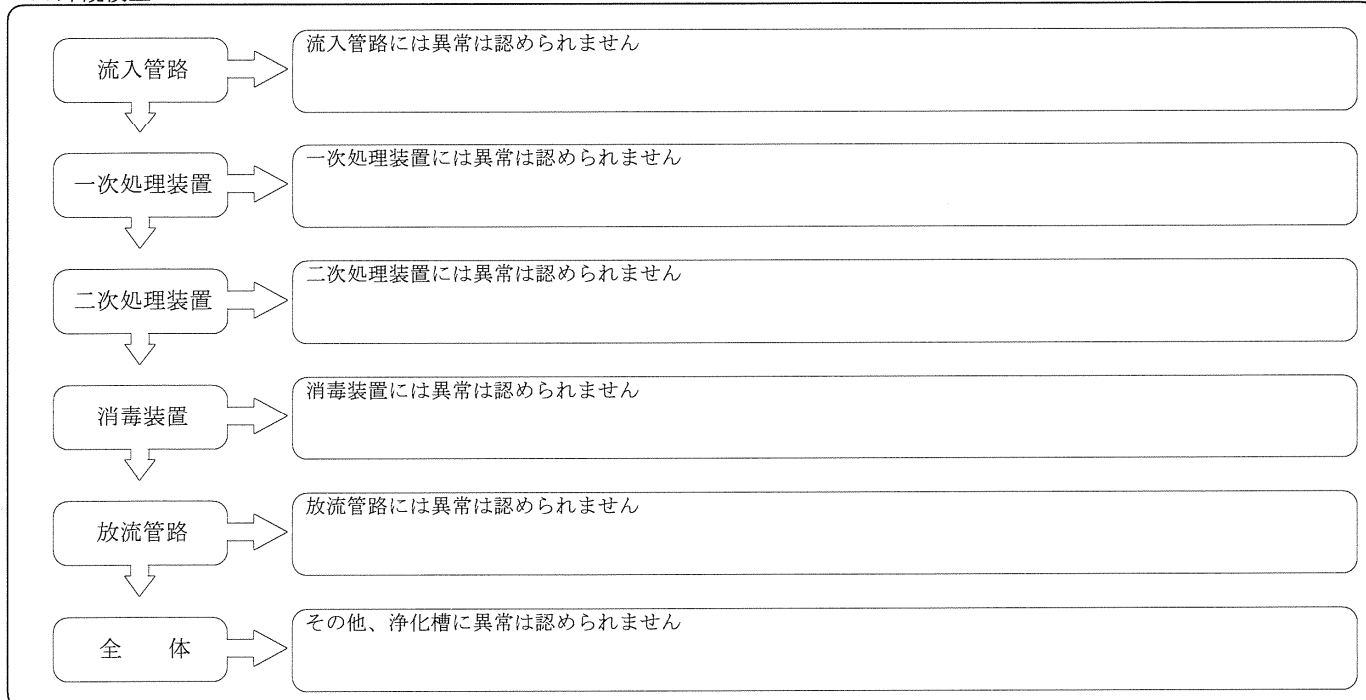
2. 水質検査 採水時間 10:30 水温:25.8℃ 気温:28℃

検査項目	検査結果
生物化学的酸素要求量 (BOD)	1.3 mg/ℓ
残留塩素濃度	0.50 mg/ℓ
透視度 (Tr)	50 度
水素イオン濃度 (pH)	3.2
溶存酸素量 (DO)	5.9 mg/ℓ
水素イオン濃度指数 (pH)が低くなっています	

3. 書類検査

人槽の確認	○	メーカーの確認	○
用途の確認	○	処理方式の確認	○
保守点検	保守点検業者	エスク(株)	
	保守点検記録	○	
清掃	清掃業者	エスク(株)	
	清掃記録	○	

4. 外観検査



検査結果書の見方

法定検査の種類 浄化槽法に基づく法定検査には、7条検査と11条検査の2種類があります。

7 条 検 査	新たに設置された浄化槽及びその構造、規模が変更された浄化槽について使用開始後3月～8月の間にその浄化槽が所期の処理機能をするか否かに着目して、設置の状況や処理水質に注目して行う検査です。
11 条 検 査	適正な維持管理によって所期の処理機能が確保されていることを確認するための検査です。保守点検、清掃の状況や処理水質の検査を行います。

外観検査

外観検査は、流入管路、浄化槽本体、浄化槽の各単位装置、放流管路について設置状況、稼働状況、水の流れ方などについて検査します。

水質検査

水質検査は、生物化学的酸素要求量(BOD)、残留塩素濃度、透視度(Tr)、水素イオン濃度(pH)、溶存酸素量(DO)の各項目を行います。

水質項目の望ましい範囲は、以下のとおりです。

項 目	区 分	処理性能(BOD)	適正	おおむね適正	不適正
生物化学的酸素要求量 (BOD)	合 併	BOD 60mg/L以下	60以下	80～60	80超
		BOD 30mg/L以下	30以下	40～30	40超
		BOD 20mg/L以下	20以下	30～20	30超
	単 独	BOD 90mg/L以下	90以下	120～90	120超
残 留 塩 素 濃 度	合併、単独	全ての浄化槽	検出される	—	検出されない
透 視 度 (Tr)	合 併	BOD 60mg/L以下	10以上	10～5	5未満
		BOD 30mg/L以下	15以上	15～12	12未満
		BOD 20mg/L以下	20以上	20～15	15未満
	単 独	BOD 90mg/L以下	7以上	7～4	4未満
水 素 イ オン 濃 度 (pH)	合併、単独	全ての浄化槽	8.6～5.8	10～8.6 5.8～3	10超 3未満
溶 存 酸 素 量 (DO)	合 併 *	全ての合併浄化槽	1.0以上	1.0～0	0
	単 独	BOD 90mg/L以下	0.3以上	0.3～0	0

*DO: 長時間ばっ気方式においては、1.0mg/L未満でも活性汚泥の状態が正常であれば適正とします

用語: 浄化槽(合併) … し尿と合わせて雑排水を処理する浄化槽
 みなし浄化槽(単独) … し尿のみを処理する浄化槽
 BOD … 有機物による汚濁の程度を表す指標です
 残留塩素濃度 … 放流水中の残留塩素濃度を表します
 透視度 … 水の透視度を表す指標です
 pH … 水の酸性、中性、アルカリ性の程度を表します
 溶存酸素量 … 水の中に解けている酸素量です

この検査結果書、保守点検の記録書、清掃の記録書は3年間保存してください。

浄化槽法第 11 条検査結果書

飯盛霊園組合 様

整理番号：シ - 169

検査年月日 令和 2年 8月 19日

設置場所	四條畷市下田原448				
名称	飯盛霊園組合 斎場				
処理方式	流量調整・接触ばっ気方式 (第6)		管轄保健所	四條畷市 市民生活部生活環境課	
処理対象人員	合併 200 人	処理性能	20 mg/ℓ	製造メーカー	積水ホームテクノ(株)
計画水量	40.00	ℓ/日		施工業者	積水ホームテクノ(株)
				建築用途	集会場

浄化槽法に基づく法定検査を受検いただき有り難うございます。

今回の総合判定並びに所見は下記のとおりです。(詳細は裏面に記載をしています。)

1. 総合判定

イ
適正

所 見

検査の結果 適正 となりましたが留意する点があります
その詳細は裏面の水質検査に示しております
詳細については保守点検業者に、ご相談下さい

年1回受検することが義務づけられていますので、次回の検査は来年8月になります。予定日が近づきましたらこちらからご連絡いたしますので、よろしくお願いをいたします。
なお、ご不明なことがございましたらお気軽にお問い合わせください。

浄化槽の役割

浄化槽は、トイレの水洗化による生活環境の改善と私たちの身近な水環境を守るという2つの重要な役割を担っています。

トイレや台所、洗濯などから出る排水を物理的作用や微生物の働き等により分解・浄化し、きれいな水にして消毒し放流しています。

3つの義務

浄化槽の働きを十分に発揮させるには、保守点検・清掃・法定検査の3つが重要となります。

これらは法令によって浄化槽の設置者(管理者)に義務付けられており、罰則等も設けられています。

○保守点検とは

装置や機器類の点検や整備、水の移送量や循環量の調整、消毒薬の補充やダイアフラム等の交換、清掃の必要性の判断等を行うものです。

○清掃とは

浄化槽には時間の経過とともに汚泥やスカムが蓄積します。これらを定期的に槽外に引き出す作業です。

○法定検査とは

浄化槽の状態が正常であるか、または異常があるかを検査するものです。知事の指定する検査機関が検査します。年1回の受検が義務付けられており、検査結果は設置者と行政に報告されます。

2. 水質検査 採水時間 10:45 水温:27.5℃ 気温:33℃

検査項目	検査結果
生物化学的酸素要求量 (BOD)	1未満 mg/ℓ
残留塩素濃度	0.10 mg/ℓ
透視度 (Tr)	50 度
水素イオン濃度 (pH)	3.3
溶存酸素量 (DO)	5.9 mg/ℓ
水素イオン濃度指数 (pH)が低くなっています	

3. 書類検査

人槽の確認	○	メーカーの確認	○
用途の確認	○	処理方式の確認	○
保守点検	保守点検業者	エスク(株)	
	保守点検記録	○	
清掃	清掃業者	エスク(株)	
	清掃記録	○	

4. 外観検査

流入管路	流入管路には異常は認められません
一次処理装置	一次処理装置には異常は認められません
二次処理装置	二次処理装置には異常は認められません
消毒装置	消毒装置には異常は認められません
放流管路	放流管路には異常は認められません
全体	その他、浄化槽に異常は認められません

検査結果書の見方

法定検査の種類 浄化槽法に基づく法定検査には、7条検査と11条検査の2種類があります。

7条検査	新たに設置された浄化槽及びその構造、規模が変更された浄化槽について使用開始後3月～8月の間にその浄化槽が所期の処理機能を有するか否かに着目して、設置の状況や処理水質に注目して行う検査です。
11条検査	適正な維持管理によって所期の処理機能が確保されていることを確認するための検査です。保守点検、清掃の状況や処理水質の検査を行います。

外観検査

外観検査は、流入管路、浄化槽本体、浄化槽の各単位装置、放流管路について設置状況、稼働状況、水の流れ方などについて検査します。

水質検査

水質検査は、生物化学的酸素要求量(BOD)、残留塩素濃度、透視度(Tr)、水素イオン濃度(pH)、溶存酸素量(DO)の各項目を行います。

水質項目の望ましい範囲は、以下のとおりです。

項目	区分	処理性能(BOD)	適正	おおむね適正	不適正
生物化学的酸素要求量(BOD)	合併	BOD 60mg/L以下	60以下	80～60	80超
		BOD 30mg/L以下	30以下	40～30	40超
		BOD 20mg/L以下	20以下	30～20	30超
		BOD 90mg/L以下	90以下	120～90	120超
残留塩素濃度	合併、単独	全ての浄化槽	検出される	—	検出されない
透視度(Tr)	合併	BOD 60mg/L以下	10以上	10～5	5未満
		BOD 30mg/L以下	15以上	15～12	12未満
		BOD 20mg/L以下	20以上	20～15	15未満
		BOD 90mg/L以下	7以上	7～4	4未満
水素イオン濃度(pH)	合併、単独	全ての浄化槽	8.6～5.8	10～8.6 5.8～3	10超 3未満
溶存酸素量(DO)	合併*	全ての合併浄化槽	1.0以上	1.0～0	0
	単独	BOD 90mg/L以下	0.3以上	0.3～0	0

*DO:長時間ばっ気方式においては、1.0mg/L未満でも活性汚泥の状態が正常であれば適正とします

用語: 浄化槽(合併) … し尿と合わせて雑排水を処理する浄化槽
 みなし浄化槽(単独) … し尿のみを処理する浄化槽
 BOD … 有機物による汚濁の程度を表す指標です
 残留塩素濃度 … 放流水中の残留塩素濃度を表します

透視度 … 水の透視度を表す指標です
 pH … 水の酸性、中性、アルカリ性の程度を表します
 溶存酸素量 … 水の中に解けている酸素量です

この検査結果書、保守点検の記録書、清掃の記録書は3年間保存してください。

浄化槽法第 11 条検査結果書

飯盛霊園組合 様

検査年月日 令和 1年 8月 8日

整理番号: シ - 169

設置場所	四条畷市下田原 4 4 8				
名称	飯盛霊園組合 斎場				
処理方式	流量調整・接触ばっ気方式 (第6)		管轄保健所	四條畷市まちづくり部生活環境課	
処理対象人員	合併 200 人	処理性能	20 mg/ℓ	製造メーカー	積水ホームテクノ(株)
計画水量	40.00 m ³ /日	施工業者	積水ホームテクノ(株)	建築用途	集会場

浄化槽法に基づく法定検査を受検いただき有り難うございます。

今回の総合判定並びに所見は下記のとおりです。(詳細は裏面に記載をしています。)

1. 総合判定

所 見

イ
適正

検査の結果 適正 となりましたが留意する点があります
その詳細は裏面の水質検査に示しております
詳細については保守点検業者に、ご相談下さい

年 1 回受検することが義務づけられていますので、次回の検査は来年8月になります。予定日が近づきましたらこちらからご連絡いたしますので、よろしくお願いをいたします。

なお、ご不明なことがございましたらお気軽にお問い合わせください。

浄化槽の役割

浄化槽は、トイレの水洗化による生活環境の改善と私たちの身近な水環境を守るという 2 つの重要な役割を担っています。

トイレや台所、洗濯などから出る排水を物理的作用や微生物の働き等により分解・浄化し、きれいな水にして消毒し放流しています。

3 つの義務

浄化槽の働きを十分に発揮させるには、保守点検・清掃・法定検査の 3 つが重要となります。

これらは法令によって浄化槽の設置者(管理者)に義務付けられており、罰則等も設けられています。

○保守点検とは

装置や機器類の点検や整備、水の移送量や循環量の調整、消毒薬の補充やダイアフラム等の交換、清掃の必要性の判断等を行うものです。

○清掃とは

浄化槽には時間の経過とともに汚泥やスカムが蓄積します。これらを定期的に槽外に引き出す作業です。

○法定検査とは

浄化槽の状態が正常であるか、または異常があるかを検査するものです。知事の指定する検査機関が検査します。年 1 回の受検が義務づけられており、検査結果は設置者と行政に報告されます。

2. 水質検査 採水時間 14:00 水温:27.5℃ 気温:34℃

検査項目	検査結果
生物化学的酸素要求量 (BOD)	2.7 mg/ℓ
残留塩素濃度	0.10 mg/ℓ
透視度 (Tr)	50 度
水素イオン濃度 (pH)	4.2
溶存酸素量 (DO)	3.1 mg/ℓ
水素イオン濃度指数 (pH)が低くなっています	

3. 書類検査

人槽の確認	○	メーカーの確認	○
用途の確認	○	処理方式の確認	○
保守点検	保守点検業者	エスク(株)	
	保守点検記録	○	
清掃	清掃業者	エスク(株)	
	清掃記録	○	

4. 外観検査

流入管路	流入管路には異常は認められません
一次処理装置	一次処理装置には異常は認められません
二次処理装置	二次処理装置には異常は認められません
消毒装置	消毒装置には異常は認められません
放流管路	放流管路には異常は認められません
全体	その他、浄化槽に異常は認められません

検査結果書の見方

法定検査の種類 浄化槽法に基づく法定検査には、7条検査と11条検査の2種類があります。

7 条 検 査	新たに設置された浄化槽及びその構造、規模が変更された浄化槽について使用開始後3月～8月の間にその浄化槽が所期の処理機能を有するか否かに着目して、設置の状況や処理水質に注目して行う検査です。
11 条 検 査	適正な維持管理によって所期の処理機能が確保されていることを確認するための検査です。保守点検、清掃の状況や処理水質の検査を行います。

外観検査

外観検査は、流入管路、浄化槽本体、浄化槽の各単位装置、放流管路について設置状況、稼働状況、水の流れ方などについて検査します。

水質検査

水質検査は、生物化学的酸素要求量(BOD)、残留塩素濃度、透視度(Tr)、水素イオン濃度(pH)、溶存酸素量(DO)の各項目を行います。

水質項目の望ましい範囲は、以下のとおりです。

項 目	区 分	処理性能(BOD)	適正	おおむね適正	不適正
生物化学的酸素要求量 (BOD)	合 併	BOD 60mg/L以下	60以下	80～60	80超
		BOD 30mg/L以下	30以下	40～30	40超
		BOD 20mg/L以下	20以下	30～20	30超
残 留 塩 素 濃 度	合併、単独	BOD 90mg/L以下	90以下	120～90	120超
透 視 度 (Tr)	合 併	全ての浄化槽	検出される	—	検出されない
		BOD 60mg/L以下	10以上	10～5	5未満
		BOD 30mg/L以下	15以上	15～12	12未満
		BOD 20mg/L以下	20以上	20～15	15未満
水 素 イ オン 濃 度 (pH)	合併、単独	BOD 90mg/L以下	7以上	7～4	4未満
		全ての浄化槽	8.6～5.8	10～8.6	10超
溶 存 酸 素 量 (DO)	合併 *	全ての合併浄化槽	1.0以上	5.8～3	3未満
	単 独	BOD 90mg/L以下	0.3以上	1.0～0	0

*DO: 長時間ばっ気方式においては、1.0mg/L未満でも活性汚泥の状態が正常であれば適正とします

用語: 浄化槽(合併) … し尿と合わせて雑排水を処理する浄化槽
 みなし浄化槽(単独) … し尿のみを処理する浄化槽
 BOD … 有機物による汚濁の程度を表す指標です
 残留塩素濃度 … 放流水中の残留塩素濃度を表します

透視度 … 水の透視度を表す指標です
 pH … 水の酸性、中性、アルカリ性の程度を表します
 溶存酸素量 … 水の中に解けている酸素量です

この検査結果書、保守点検の記録書、清掃の記録書は3年間保存してください。